

件名	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	福祉課
関係課	—
改正対象	災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 50 年松前町条例第 22 号）
根拠法令等	○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 66 号） ○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 16 号）
制定（改正）理由	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 66 号）により、災害行為金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の一部及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 16 号）が改正されたことに伴う改正。
制定（改正）の主な内容	<p>（1）災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【法第 10 条第 4 項】 据え置き期間経過期間後は、延滞の場合を除き、その利率を年 3 パーセント以内で<u>条例で定める率</u>とされた。 ➡ <u>条例に利率を無利子と定める。</u></li> </ul> <p>（2）災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【令第 7 条第 3 項及び第 4 項（災害援護資金の限度額及び償還方法）】 年賦償還、半年賦償還に加え、<u>月賦償還が追加</u>された。 ➡ <u>条例に追加</u></li> <li>・【令第 8 条（保証人）】 東日本大震災時の特例により保証人がいない場合であっても災害援護資金の貸付けが認められた経緯を踏まえ、保証人を附すかどうかについては、市町村の判断で条例で定めることが適切であることから、削除された。 ➡ <u>保証人を附す。</u></li> </ul> <p>（3）改正による条ずれ</p> <p>（4）経過措置</p>
施行日	公布の日
【その他参考事項】	